



# 合併協議会だより

発行・編集／相模原市・藤野町合併協議会、相模原市・城山町合併協議会  
〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206

合同発行

## 第1回相模原市・城山町 合併協議会の協議結果について

4月24日（月）午後1時30分から、けやき会館5階大樹の間において、第1回相模原市・城山町合併協議会が開催され、合併の期日、新市の名称など32の協議事項について協議が行われ、提案された協議事項はすべて原案どおり決定されました。

議事等の内容については次のとおりです。

### 報告事項 1

次の規約・規程について、報告し、承認されました。

- 報告第1号 協議会規約について
- 報告第2号 幹事会規程について
- 報告第3号 専門部会規程について
- 報告第4号 事務局規程について
- 報告第5号 財務規程について
- 報告第6号 会議運営規程について
- 報告第7号 会議傍聴規程について

### 協議事項

#### 協議第1号 平成18年度事業計画について

##### 原案のとおり決定

- 1 会議の開催  
相模原市及び城山町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 合併市町村基本計画の作成  
合併後の新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針及び事業に関する事項並びに財政計画等を作成する。
- 3 行政制度等の調整方針の協議  
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印  
合併市町村基本計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施  
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

#### 第2回相模原市・城山町合併協議会を開催

5月9日（火）に第2回合併協議会が開催され、相模原市・城山町合併市町村基本計画について協議がされました。現在、計画の素案に対して、住民の皆様からご意見を募集しておりますので、その結果を踏まえて、次回協議会で継続して協議することとなりました。詳しくは次号（6月15日発行予定）でお知らせいたします。

#### 協議第2号 平成18年度予算について

##### 原案のとおり決定

平成18年度予算 (単位：千円)

歳入	款	項	金額
	1 負担金	1 負担金	40,000
歳入合計			40,000

歳出	款	項	金額
	1 事業費	1 事業推進費	36,030
2 総務費	1 事務局費	3,530	
3 予備費	1 予備費	440	
歳出合計			40,000

#### 協議第3号 合併協定項目について

##### 原案のとおり決定

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い



- 25 消防団の取扱い
- 26 防災事業の取扱い
- 27 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 28 各種事務事業の取扱い
- 29 合併市町村基本計画

#### 協議第4号 合併の方式について

##### 原案のとおり決定

合併の方式は、城山町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進める。

#### 協議第5号 事務事業一元化の基本方針について

##### 原案のとおり決定

- 1 基本原則
  - (1) 一体性の確保  
新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案し、早期に統一できないものについては、段階的に調整する。
  - (2) 住民福祉の向上  
現在、各市町で行っている各種行政サービスについては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容を十分検討し、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整に努める。
  - (3) 負担の公平  
使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努める。
  - (4) 健全な財政運営  
新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権の時代に対応した健全財政に努める。
  - (5) 行政改革の推進  
事務事業の調整を図る際には、社会情勢の動向も踏まえ、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行い、行政改革を推進する観点から、事務事業の見直

しに努める。

#### (6) 地域特性の尊重

各市町が実施してきた事業のうち、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきた事業等については、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向け、地域特性の尊重に努める。

#### 2 調整方針

- (1) 新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図る。
- (2) 関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図る。

#### 協議第6号 合併の期日について

##### 原案のとおり決定

合併の期日は、平成19年3月11日とする。

#### 協議第7号 新市の名称について

##### 原案のとおり決定

新市の名称は、相模原市とする。

#### 協議第8号 新市の事務所の位置について

##### 原案のとおり決定

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号（現在の相模原市役所の位置）とする。

#### 協議第9号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

##### 原案のとおり決定

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、編入される城山町に設けられる選挙区の議会議員の定数は、2人とする。

(2面に続く)